

川西町介護用品支給事業業務委託仕様書

1. 業務名

川西町介護用品支給事業業務委託

2. 業務の目的

本業務は、要介護認定を受けており、排泄行為に支障のある在宅高齢者を介護している家族に対し、介護用品等を支給することで、経済的負担の軽減及び在宅生活の継続、福祉の向上を図ることを目的とする。

3. 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4. 履行場所

川西町内全域

5. 業務内容

委託者川西町が紙おむつ等の介護用品の支給決定した受給者に対し、受託事業者は、川西町が指定する介護用品等の中から対象者が希望する介護用品等を支給するものである。

6. 支給方法

受託事業者は、2か月単位の隔月（偶数月）に対象者の居宅に介護用品等を配達するものとする。（ただし、奇数月からの支給の場合、初回は1か月分の配達とし、翌月より2か月分の配達とする。）配達時に受給者等が不在等で配達できない場合は、再配達すること。

受託事業者は、受給者が介護用品等の変更を希望するとき、町の指示によりすみやかに対応するものとする。受給者が入院、入所等により対象要件に該当しなくなった場合は、町よりの配達停止の指示を受けた時はそれに従うこと。

7. 介護用品等の支給を認められた対象者数（令和7年度）

- ・支給対象者数（休止を含む） 26人（令和8年2月時点）
- ・月別配達件数（令和8年2月・3月は見込値）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
件数	22	0	25	0	24	1	25	1	24	1	25	0

8. 家族介護用品の種目

(1) 紙おむつ

(2) 尿取りパット

※ 取り扱う商品は正規品とする。

9. 家族介護用品の品目

品目については（別紙）のとおりとする。契約は、（別紙）の品目による単価契約とする。単価は、入札時の積算内訳書による単価契約とする。また、支払いは実績報告に基づき実績払いとする。

10. 1人あたりの支給の限度額（介護用品等の10割の額）

月額 4,500円（税抜き）

11. 納入及び費用の徴収について

第三者に権利又は業務を譲渡することなく、受託事業者において直接配達及び自己負担額として介護用品等の1割を徴収するものとする。

12. 見込数量及び実績（参考）値

(1) 別添、積算内訳書に記載の見込数量及び実績（参考）値を参考とすること。

ただし、見込数量は令和8年度の予算上の枚数であり、実際の発注数量を保証するものではない。見込数量と実績値は異なるため、単価を記載する場合は、実績値を参考に積算し記載すること。

※ 数量・種別は、年度や月によって変動するので留意すること。

※ 紙おむつの各タイプの1パックあたりの枚数が異なるので、1人1回あたりの配達枚数は異なり得るが、「10. 1人あたりの支給限度額」に留意のうえ、1回あたりの支給数量の単位とすること。

13. 品質保証について

(1) 品質規格及び品質表示は（社）日本衛生材料工業連合会による「紙おむつの表示に関するガイドライン」に基づく適合品であること。

(2) 目安吸収量については、製品パンフレットや商品パッケージなど、目安吸収量分かる書類を添付すること。

14. 実績報告及び請求等

(1) 実績報告

受託事業者は、本事業に係る利用記録及び経理に関する帳簿等必要な書類を整備するものとする。また、実績一覧表を本町が指定する区分に分けて2種類作成し、毎月まとめて報告すること。なお、対象者名簿は本町が整理・区分したものを契約時に提供する。

(2) 請求及び支払い

受託事業者は、町長に対して支給に係る費用を請求する時は、毎月末締めで集計を行い、支給限度額を限度とし、合計金額から受給者負担額を差し引いた金額を翌月10日までに受領書、実績一覧表を添付して上記(1)によりそれぞれ請求しなければならない。1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

川西町はその支払いの請求を受けた時は、その日から30日以内に当該代金を契約者に受託事業者を支払うものとする。

15. その他

(1) サンプルの提供

受託事業者は、サンプルとして長寿介護課及び居宅介護支援事業所1箇所分に別紙の1セットを提供すること。

(2) 相談対応

受託事業者は、受給者やその介護者から紙おむつ等のサイズや使用方法等の相談があった際、適切な助言・指導を行うことができる者を配置すること。

(3) 秘密の保持

ア 受託事業者は、本事業を遂行するにあたり、知り得た情報を町が指示する目的以外に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。

イ 個人の家庭内に入ることに際して知り得た情報などプライバシーについては厳重に保護すること。このことにおいて、派遣従業員の教育を徹底すること。

ウ 本事業において知り得た個人情報及び本事業に関する一切の資料の取り扱いについては別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(4) この仕様書に定めのない事項またはこの仕様書の解釈について疑義が生じたときは、双方協議のうえ対処するものとする。

16. 問い合わせ先

〒636-0202 磯城郡川西町大字結崎28-1

川西町役場 長寿介護課

電話 0745-44-2635 (直通)

ファックス 0745-44-4780